1905年～

『フペリョード』(『前進』)

――ボリシェヴィキの非合法週刊新聞で、1904 年 12 月 22 日（1905 年 1 月 4 日）から 1905 年 5 月 5(18)日まで、ジュネーヴで発行されていた。全部で 18 号出た。この新聞の組織者であり、思想的鼓舞者であり、指導者であったのは、レーニンであった。編集局員としては、ヴェ・ヴェ・ヴォロフスキー、エム・エス・オリミンスキー、ア・ヴェ・ルナチヤルスキーがいた。

1905 年 4 月 12 ～ 27 日(4 月 25 日～ 5 月 10 日)にひらかれた第三回党大会は、特別の決議で、『フペリョード』がメンシェヴィキとの闘争において党性の復活のためにたたかい、また、はじまった革命の提起した問題を取りあげて解明したという、この新聞のすぐれた役割を指摘し、編集局に感謝の意を表明した。

『フペリョード』には、四〇以上にのぼるレーニンの論文や記事が発表された。いくつかの号――たとえば、1905 年 1 月 9(22)日の事件にあてられている第四号と第五号――は、ほとんどまったくレーニンひとりの筆で編集された。

『フペリョード』はロシア国内の党組織と恒常的な結びつきをもっていた。とくに緊密な結びつきがあったのは、イ・ヴェ・スターリンとエム・ゲ・ツハカーヤの指導する、党カフカーズ連合委員会であった。この委員会は、レーニン的『フペリョード』を支援するために、特別の文筆家グループをつくった。最初の数号を受けとった委員会は、カフカーズのために三ヵ国語で『フペリョード』の翻訳版を出すことの適否についてレーニンに照会し、レーニンは翻訳版を出すことに同意した。しかし実際には、連合委員会は翻訳版の出版を実現できなかった。

『フペリョード』にのったレーニンの論文は、しばしばボリシェヴィキの地方機関紙に転載され、また単行のリーフレットや小冊子としても出版された。

規約第一条による党員

――第二回党大会で党規約が審議されたさい、党員の資格にかんする規約第一条をめぐって、レーニンの定式とマルトフの定式とが対立した。レーニンは党を組織された部隊と考え、規約第一条をつぎのように定式化した。「党の綱領を承認し、物質的手段によっても、また党組織の一つにみずから参加することによっても党を支持するものは、すべて党員とみなされる」（第六巻、４９１ページ)。これにたいしてマルトフは、党を組織的に無定形なものと考え、つぎのように定式化した。「党の綱領を承認し、物質的手段によって党を支持し、党組織の一つの指導のもとに党に規則的に個人的協力を行うものは、すべてロシア社会民主労働党の党員とみなされる」。第二回党大会では、『イスクラ』派の動揺分子がマルトフを支持したため、彼の定式が規約として採択された。しかしこの定式は、あやふやな非プロレタリア的分子に党の門戸をひろく開放するものであった。

『ロシア社会民主労働党評議会議長同志プレハーノフへの公開状』

はじめ単行のリーフレットとして出され、ついで『フペリョード』に掲載された。党評議会への申し入れは、1905 年 4 月 4(17) 日にプレハーノフにおくられた。その翌日、組織委員会の会議がひらかれ（委員会には多数派諸委員会ビューローのメンバーと中央委員会の代表がはいっていた）、評議会の回答に七日間の期限を付し、その期限をすぎたら党大会をひらくことに決定した。第三回党大会は、ちょうど七日後の四月十二（二十五）日からひらかれた。

ロシア社会民主労働党第三回大会

1905 年 4 月 12 ～ 27 日(4 月 25 日～ 5 月 10 日)にロンドンでひらかれた。大会は、レーニンの指導のもとに、ボリシェヴイキによって準備され召集された。この大会ははじめてのボリシェヴィキ的大会であった。

レーニンが作成して大会が採択した大会の議事日程は、つぎのようなものであった。Ⅰ**組織委員会の報告**。Ⅱ**戦術問題**、（一）武装蜂起、（二）変革前夜と変革時における政府の政策にたいする態度（この項は二つの問題にあてられた。（イ）変革前夜の政府の政策にたいする態度、（ロ）臨時革命政府について）、（三）農民運動にたいする態度。Ⅲ**組織問題**。（四）党組織内の労働者とインテリゲンツィアの関係、（五）党規約。Ⅳ**他の党および潮流にたいする態度**。（六）ロシア社会民主労働党の離脱部分にたいする態度、（七）民族的社会民主主義諸組織にたいする態度、（八）自由主義者にたいする態度、（九）社会革命派との実践的協定。Ⅴ**党生活内部の問題**。（十）宣伝・煽動。Ⅵ**代議員の報告**。（十一）中央委員会の報告、（十二）地方委員会の代議員の報告。Ⅶ　選挙。（十三）選挙、（十四）大会の決議と議事録の公表手続および役員就任手続。

レーニンはすでに大会のまえに、大会の基本的な問題のすべてについて決議草案を書き、『フペリョード』にのせた論文のなかでそれらの草案の基礎を説きあかしていた。大会ではレーニンは、武装蜂起、臨時革命政府への社会民主党の参加、農民運動にたいする態度、党規約、その他多くの問題について発言した。大会議事録には、138 にのぼるレーニンの発言や提案が記録されている。

第三回大会は党規約のつぎのような改正を行った。

（イ）レーニンの定式による規約第一条を採択した。（ロ）中央委員会の権限および中央委員会と地方委員会との関係を正確に規定した。（ハ）党の中央諸機関の組織上の構成を改正し、従来の三つの中央諸機関（中央委員会、中央機関紙および党評議会）のかわりに、大会は完全な権限をもったただ一つの中央機関――中央委員会――を創設した。

第三回党大会の活動と意義については、レーニンの論文『第三回大会』（本巻、４４４～４５１ページ）、著書『民主主義革命における二つの戦術』（第九巻所収）、および『ソ同盟共産党小史』、国民文庫版、第一冊、１０３～１２５ページを参照。

メンジェヴィキはこの大会に参加することを拒否して、同じ時期にジュネーブで自派の大会をひらいた。これには出席者が少なかったため彼らはこれを協議会と呼んだ。

ボリシェヴィキの大会とメンシェヴィキの協議会は、おなじ戦術問題を審議したが、正反対の性格の決議を採択した。

新イスクラ派の「協議会」

1905 年四月の第三回党大会（ロンドン）にはメンシェヴィキも招待されたが、彼らは大会参加を拒否し、別にジユネーヴでメンシェヴィキの大会を同時に召集した。しかし、代議員数がすくなかったので、彼らはこの会議を「協議会」と呼んだ。この協議会で採用されたメンシェヴィキの戦術方針については、レーニンの著作『社会民主主義革命における社会民主党の二つの戦術』（第九巻所収）および『ソ同盟共産党小史』、国民文庫版、第一冊、106 ～ 107 ページを参照

ブルィギン国会　事項訳注　P528

内務大臣ア・ゲ・ブルィギンが議長となってつくった諮問国会設定法案と国会選挙条令とにもとづいて設置されることになった国会。上記の法律によると、国会は諮問機関にすぎず、しかも選挙条令は地主と大ブルジョアジーの代表者に絶対的な優先権をあたえていた。労働者は完全に選挙からのぞかれ、農民も三段階選挙方式によってほんのわずかしか代表をおくれないようになっていた。ボリシェヴィキはブルィギン国会のボイコットを宣言した、政府は国会を召集することができず、ブルィギン国会は革命の実力によってふきとばされてしまった。なおレーニンの論文『ブルィギン国会のボイコットと蜂起』（本全集、第九巻、179~187 ページ）を見よ。

一九〇五年十二月十一日の法律　事項訳注　P528

新しい国会選挙法のこと。いままでの「諮問的」なブルィキン国会とはちがってこの法律は、「立法的」国会の創設を予定していた。この選挙法によると、選挙民は四つのクーリヤ（選挙等級）に分かれていた。すなわち、土地所有者（地主）、都市（ブルジョアジー）、農民、労働者の四つである。選挙は多段階選挙であった。地主の一票は都市ブルジョアジーの三票、農民の一五票、労働者の四五票にひとしかった。この選挙法は、ひとにぎりの地主と資本家が国会で大きな優勢をたもつことを、保障するものであった。

『パルチーヌィエ・イズヴェスチヤ』　事項訳注　P529

ロシア社会民主労働党合同中央委員会の機関紙。合同中央委員会は、ボリシェヴィキのタンメルフォルス協議会の決定にしたがって、ボリシェヴィキの中央委員会とメンシェヴィキの組織委員会とが合同してできあがった機関。この機関紙は、第四回（統一）党大会の直前にペテルブルグで非合法に発行された。編集局は、ボリシェヴィキの機関紙（『プロレタリー』）とメンシェヴィキの機関紙（新『イスクラ』）とから、同数の編集局員が出て構成された。ボリシェヴィキからは、レーニン、ルナチヤルスキーその他がくわわった。1906 年 2 月と 3 月に 2 号でた。第二号には、レーニンの論文『ロシア革命とプロレタリアートの任務』が、「一ボジシェヴィク」という署名で発表された。第四回（統一）党大会後は、ボリシェヴィキとメンシェヴィキがそれぞれ自分の機関紙を出すようになったので、『パルチーヌィエ・イズヴェスチヤ』の刊行は停止された。

１９０５～０７年のロシアの革命の東方の諸民族への影響

1905 ～ 07 年のロシアの革命は東方の諸民族のあいだに革命運動を呼びおこした。1908 年にはトルコにブルジョア革命がおきた。ペルシアで 1906 年にブルジョア革命がはじまり、1909 年には王が退位させられた。中国では 1910 年に国内の封建領主および外国の帝国主義者にたいする革命運動が展開され、それがついに翌年の辛亥革命に発展し、十二月には中華民国が樹立された。　　第２５巻　事項訳注 P538